

# 環境に配慮した農業各種認証制度

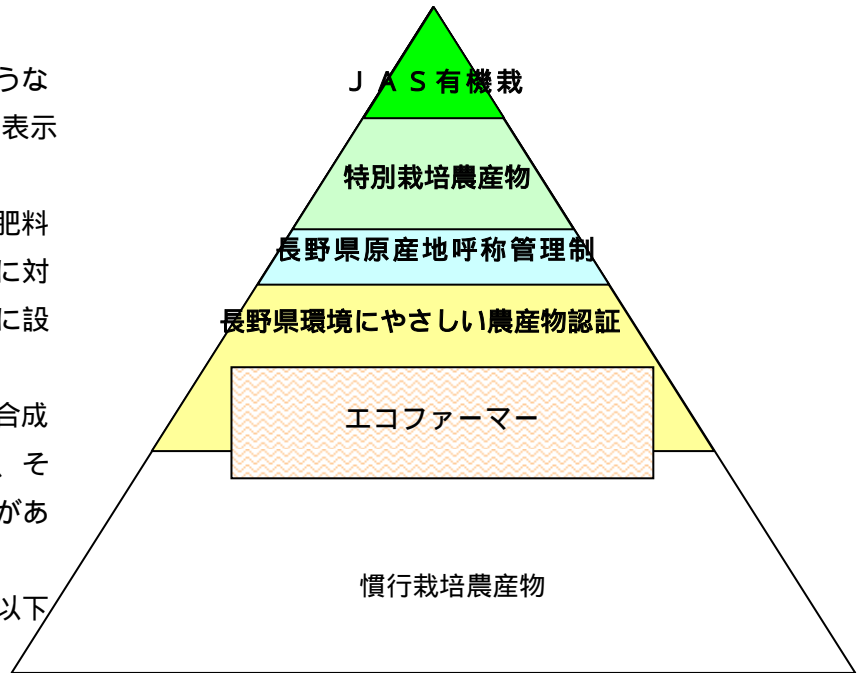
## 1 環境にやさしい農産物等の概要

農産物の表示法が改正され、以前のような無農薬栽培とか無化学肥料栽培といった表示ができなくなりました。

一定以上の割合で化学合成農薬や化学肥料を削減して栽培した場合に、その農産物に対して表示が可能な制度が各都道府県ごとに設定されるなどしています。

また、土づくり、化学肥料削減、化学合成農薬削減の技術を一体的に導入する場合、その人を対象にエコファーマーという制度があります。

このうち、一般的に実施可能なものは以下のとおりです。



## 2 特別栽培農産物

(1) 土づくりなど特別栽培農産物の生産の原則を規定する。

生産の原則

化学的に合成された農薬及び肥料の使用を低減。

土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮。

農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用。

その結果、水耕栽培など土を用いないで栽培された農産物はガイドライン表示の対象にならないこととなる。

(2) ガイドライン表示の対象となる農産物は、生産の原則に基づくとともに、化学合成農薬、化学肥料双方を慣行の5割以上減らして栽培された農産物とする。

(3) 農薬や化学肥料の使用状況に応じて区分毎に名称（無農薬栽培農産物、無化学肥料栽培農産物、減農薬栽培農産物、減化学肥料栽培農産物）を設定していたのを、一括りの名称（「特別栽培農産物」）へ変更する。

以前の表示

農薬 化学肥料	無農薬	減農薬	慣行
無化学肥料	無農薬・ 無化学肥料	減農薬・ 無化学肥料	無化学肥料
減化学肥料	無農薬・ 減化学肥料	減農薬・ 減化学肥料	減化学肥料
慣行	無農薬	減農薬	慣行

網掛け部分は何らかの表示が行えた栽培

現在の表示および考え方

農薬 化学肥料	無農薬	減農薬 50%以上	慣行
無化学肥料	特別栽培農産物		
減化学肥料 50%以上			
慣行			

表示が可能なのは「特別栽培農産物」のみ。

(4)使用資材のうち、性フェロモン剤等誘引剤、JAS有機栽培で使用が認められている農薬、特定農薬については、節減対象としない。ただし、使用した場合は使用した旨を表示することとする。

性フェロモン剤のみ使用している場合、「農薬：栽培期間中不使用」と表示できる。ただし、欄外等に性フェロモン剤を使用した旨を記載する。

農林水産省ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
化学合成農薬：栽培期間中不使用(注1使用)	
化学肥料：栽培期間中は不使用	
栽培責任者	
住所	県 村
連絡先 TEL	- -
確認責任者	
住所	県 村
連絡先 TEL	- -

注1：オリフルア・トトリルア・ピーチフルア剤  
(コンフューザーRの一般名)

また、特定農薬(「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなもの」として指定される。)については、天敵と同様の扱いとし、天敵及び特定農薬のみを使用している場合は「農薬：栽培期間中不使用」と表示できることとする。ただし、この場合は使用した旨を表示することとする。

(5)化学合成農薬などの節減割合の比較基準となる慣行レベル(各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況)の客観性向上のため、その慣行レベルは地方公共団体が策定又は確認したものとする。

長野県が設定した化学合成農薬及び化学肥料の慣行レベル(地域慣行基準)

品目	化学合成農薬使用回数 (延べ有効成分)	化学肥料チッソ成分量 Kg/10a	備考
水稲	12	9	黒ボク土はチッソ11

水稲の場合:化学農薬成分数6以下、化学肥料チッソ成分4.5kg/10a以下が表示対象となる農薬は散布回数でなく、成分数

(6) 農薬等資材の使用状況に関する情報提供方法の多様化を図るため、インターネットなど他の情報提供手段も可能とする。

### 3 環境保全型農業に先進的に取り組む農業者

## エコファーマー

エコファーマーとは

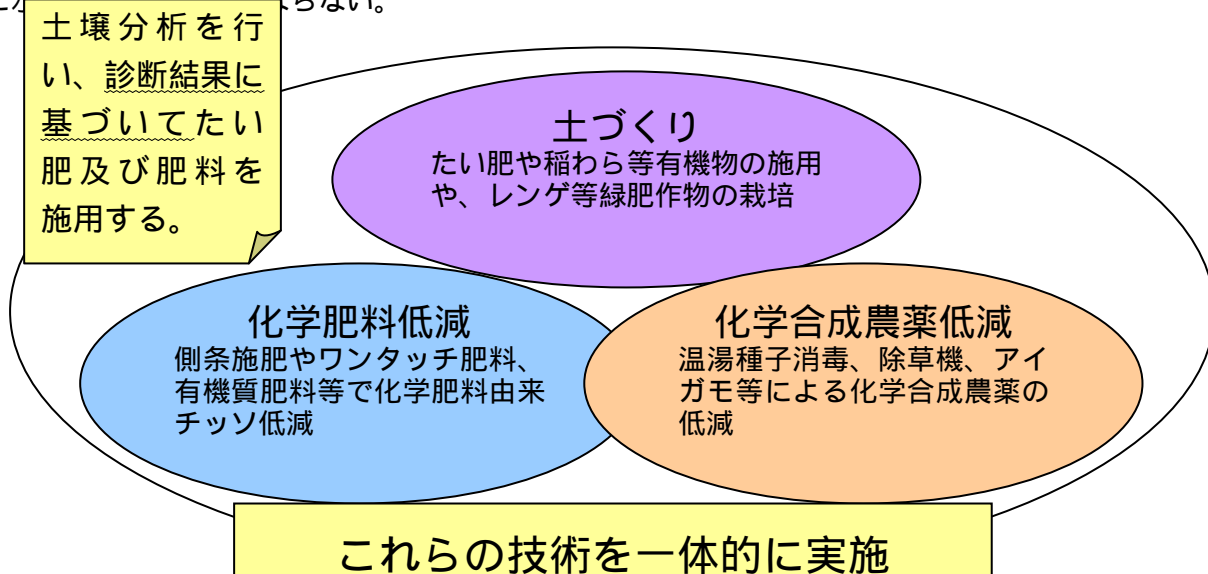
環境に配慮した農業を实践する農業者に対し、技術導入計画を都道府県知事が認定する制度。

農産物でなく、人を対象にした制度。作物ごとに認定される。(水稲とリンゴを栽培していて、水稲で認定されている場合、リンゴは対象外。リンゴでも技術を導入して認定を受ける必要がある。)



エコファーマーになるためには

「土づくり」、「化学肥料低減」、「化学合成農薬低減」の3部門の技術を一体的に実施し、うち1技術を新たに導入する計画を作成する。土づくり技術が必要なので、他の環境にやさしい農産物等と同様に水耕栽培等は対象にならない。



特に化学肥料の削減については、土壌診断結果を基に施肥設計を行う。窒素成分の削減を主目的とするが、リン酸等の過剰にならない範囲で施肥設計する。

たい肥等の過剰施用は問題となる。

エコファーマーのメリットは・・・

新しい技術を導入するのにともない係る機械・施設・資材等(施肥田植え機、マニュアルブレッダー、紙マルチ田植え機、温湯種子消毒機、有機肥料等)を、農業改良資金で導入した場合、償還期間が最長12年まで延長される。

施肥田植え機、自走式マニュアルブレッダー、紙マルチ田植え機を取得またはリースした場合、初年度30%の特別償却または初年度7%の税額控除が受けられる。

19年度から実施される、農地・水環境保全向上対策の営農部分の助成を受けるにはエコファーマーであることが必要。(この場合、化学肥料や農薬を地区慣行基準の50%以上削減(特別栽培基準以上)し、地域で一定以上のまとまりを持った取り組みをする。)

エコファーマーマークを農産物に表示したり、名刺やパンフレット等に貼付できる。

### 水稲での導入技術の例

<b>土づくり技術</b>	<b>たい肥、いなわら等有機物の施用</b> レンゲ等緑肥作物のすきこみ
<b>化学肥料削減技術</b> (化学肥料は使ってもよい。右に上げた資材や施肥方法で化学肥料を慣行基準よりも3割削減する。)	<b>側条施肥田植え</b> (稲の側条土壤中に肥料をまきながら田植えを行う) <b>ワンタッチ型肥料の施用</b> <b>有機質肥料</b> (窒素成分の30%以上が有機質由来の肥料)の施用
<b>化学合成農薬削減技術</b> (農薬使用回数の削減率は求めないが、慣行栽培より農薬使用が多くなるようでは認められない。)	<b>温湯による種子消毒</b> <b>微生物農薬による種子消毒</b> 紙マルチによる雑草防除 機械除草 アイガモによる除草

例えば、現在稲わらを全量秋施用し、ワンタッチ肥料を使用している場合、新たに温湯種子消毒を実施する。また、上の例で温湯消毒も実施している場合は、稲わらの量を減らし、代わりにたい肥を投入したり、ワンタッチ肥料を施肥田植え機で施用するといった技術の変更を行えば対象になる。

計画は作物ごとに5年後までたてる必要があり、該当する作物(この場合水稲)の経営(作付け)面積の5割以上を、こうした栽培方法で行う必要がある。